

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 吉野川市上下水道料金徴収等包括業務
- 2 業務箇所 仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和5年1月1日 から 令和9年12月31日 まで
- 4 業務委託料 総額 金*****円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*****円)
内訳 令和4年度 金*****円
令和5年度 金*****円
令和6年度 金*****円
令和7年度 金*****円
令和8年度 金*****円
令和9年度 金*****円
- 5 契約保証金 金*****円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市水道事業
吉野川市長 原 井 敬 印

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、吉野川市上下水道料金徴収等包括業務仕様書ならびに乙が甲に提出した業務提案書(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この条項及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了するものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、この契約を履行させるため、業務に関する指示を乙に対し行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この条項若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申立、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(使用者としての法令上の責任)

第3条 乙は、従業員に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)、及びその他の法令(条例、規則その他の規程を含む。以下同じ)に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行若しくは甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行に生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 甲は、第1項の保証を必要がないと認めるときは、免除することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、契約履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(業務責任者及び業務従事者)

第8条 乙は、この契約締結後14日以内に業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 業務責任者は、甲又は甲が定めた監督員と緊密な連絡を取り、業務の実施及び業務に従事する業務従事者等に関するすべての事項を行うものとする。
- 4 業務責任者は、業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を

配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。業務従事者を変更するときも同様とする。

(業務計画表の提出)

第9条 乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 この契約に関し、履行期間又は仕様書等が変更された場合において、甲は、乙に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」と有るのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(監督員)

第10条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの、及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務を適正に行うための乙又は乙の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び仕様書等の記載内容又は乙が作成した図面等に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(5) 業務を履行するために甲が作成した図書等の交付

3 前項の規定に基づく調査権又は監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の履行を一時中止することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 履行期間及び業務委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。

(調査等)

第12条 甲は、必要があるときは業務の履行に関し、随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第13条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、相当の期間に限り履行期間の延長を認めるものとし、延長する日数は甲と乙とが協議し

て定める。

3 本条は第20条及び第21条の規定を妨げないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 乙が履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で計算した額とする。

(損害の賠償等)

第15条 業務を行うにつき次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(1) 甲の財産を破損又は滅失したとき。

(2) 甲又は第三者に損害を及ぼしたとき。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託業務の実施報告等)

第16条 乙は、仕様書等の規定に従い、定期に委託業務の実施状況に係る報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に乙の立会いのもと、仕様書等に定めるところにより、業務の履行を確認しなければならない。

3 乙は、前項の確認の結果不履行となり甲から改善を命じられたときは、速やかに当該改善を行い、甲の再確認を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(業務委託料の支払)

第17条 乙は、前条の確認を受けたときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払を行わなかったときは、乙の請求により、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、成果物の引渡し又は役務の提供を受けた後において、当該業務の履行結果に仕様書等に規定する内容及び水準に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、成果物の修補、代替の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請

求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合行為に対する措置)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は、排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、前項の規定に該当し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当したとき、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の100分の20に相当する額に加え、業務委託料の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、乙が甲に対して入札に関する談合行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。

- (2) 前項に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
 - (3) 前項に該当する内容で、指名停止（入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受け、指名停止措置期間満了後 10 ヶ年を経過していないとき。
 - (4) 甲の職員が競売入札妨害（刑法第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、乙が甲の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。
- 3 前 2 項の規定は、甲の損害額が当該各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（甲の催告による契約解除権）

第20条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく第 18 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第21条 甲は、乙が第 19 条第 1 項又は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 25 条又は第 26 条各号の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合には、その者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であることが認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除権）

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条 次のいずれかに該当する場合には、乙は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償金等の徴収）

第24条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わ

ないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から不足額に遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

(乙の催告による解除権)

第25条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により、業務の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 第11条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、業務委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第28条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分があると認めるときは、既履行部分を確認の上、既履行部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分の業務委託料は、甲乙協議して定める。

3 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は、毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(契約保証金等の返還)

第29条 甲は、業務が完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、契約保証金を返還しなければならない。ただし、甲がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

2 この契約の保証を免除する場合は、前項を適用しない。

(個人情報保護に関する特記事項)

第30条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第31条 乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）及び成果物（未完成の成果物を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

3 乙は、業務を履行するに当たって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

4 乙は、業務を履行するに当たって知り得た情報を、甲に事前の承諾を得ることなく業務を履行する目的以外の目的で利用してはならない。

5 乙は、自己の業務従事者その他関係人について前4項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

6 前5項の規定は、この契約が終了した後においても同様とする。

(監査)

第32条 甲は、必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第33条 乙は、契約の履行に当たって、吉野川市暴力団排除措置要綱第13条に規定する不当介入に関する通報及び報告に協力しなければならない。

(補則)

第34条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 発注者（以下「甲」という。）と締結したこの契約により、受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。